

## 日本史籍協会編『大隈重信関係文書』調査報告

早稲田大学史資料センター編  
『大隈重信関係文書』編集担当

### 一 日本史籍協会編『大隈重信関係文書』刊本 調査報告

現在、大学史資料センターでは、大隈重信に宛てられた書翰を翻刻・整理し、『大隈重信関係文書』（みすず書房刊、二〇〇四年）として毎年一巻ずつ刊行している（以下、センター本）。二〇一四年度内にはその全巻が完結する予定であるが、その編纂・調査の過程で、現在では原本の所在が判明しない多くの写本・活字本書翰の存在が明らかとなってきた。そうしたものの一つとして、日本史籍協会編『大隈重信関係文書』全六冊（一九三二～一九三五年刊。以下、史籍協会本）掲載の書翰が挙げられる。

この史籍協会本は一二八七件の資料を掲載しているが（このうち四件は重複掲載）、大隈発書翰や第三者間書翰、電報訳文、意見書・報告書等をも収録対象としており、これらを除くと一〇二〇件の大隈重信宛て日本人和文書翰を掲

載していることになる。さらに、これを一点ずつセンター本収録の書翰と照合したところ、センター本に収録されていない史籍協会本書翰は二一二件が確認された。

これらは現在ではなお原本の所在が確認できないとはいえ、編纂時にはその内容の重要性が認められ、掲載されていたものである。原本より翻刻した書翰のみを収めたセンター本を補う意味でも、その資料的価値は決して無視されるべきではないであろう。そこで、本稿では、上記の史籍協会本が収録する二一二件の書翰の一覧表を左に掲載することとした。

本誌前巻および本巻に掲載する「早稲田大学図書館所蔵 市島謙吉編「大隈家収蔵文書」(抄録)」と合わせ、大隈重信宛て書翰の所在未判明分を概観する一助となれば、幸いである。

なお、史籍協会本において書翰は年代順に掲載されているが、本稿ではセンター本との対照上、同書の収録順を採用した。また、「大隈家収蔵文書」と重複する翻刻については、下欄に「市島」と表記し、その収録を注記することとした(木下)。

史籍協会 本巻数	番号	差出人	宛先	史籍協会本年月日	備考および センター本との関連	
1	第三卷	六七八	池田寛治	大隈重信	明治十一年五月十六日	
2	第三卷	六六三	石井省一郎	大隈重信	明治十一年二月二十日	
3	第二卷	三七一	伊東武重	大隈重信	明治六年十二月十五日	
4	第一卷	二六〇	伊藤博文	大隈重信	明治五年六月十九日	市島

22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5
第三卷	第三卷	第三卷	第三卷	第三卷	第三卷	第三卷	第六卷	第二卷	第二卷	第一卷	第一卷	第二卷	第三卷	第二卷	第二卷	第四卷	第三卷
七三七	七〇〇	六九〇	六四四	六三四	六三一	六二六	一二五四	四〇七	三六四	二三〇	二二九	四〇二	五六〇	四五六	三〇四	八五八	五八二
岩倉具視	岩倉具視	岩倉具視	岩倉具視	岩倉具視	岩倉具視	岩倉具視	岩倉具視	岩倉具視	岩倉具視	岩倉具視	岩倉具視	岩倉具定	井上馨	井上馨	井上馨	伊藤博文	伊藤博文
大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信
明治十二年三月八日	明治十一年八月二十八日	明治十一年六月十八日	明治十年六月二十六日	明治十年五月三日	明治十年四月二十六日	明治十年四月三日	明治十年四月三日	明治七年七月十四日	明治七年三月十日	明治六年十一月二十一日	明治四年十一月四日	明治四年十一月一日	明治七年三月一日	明治七年十二月七日	明治七年六月二十一日	明治十四年八月二日	明治八年九月八日
市島	市島	市島	市島		市島	市島	市島、十年	市島、八年	市島	市島	市島	市島	市島		市島		市島、十二年

23	第四卷	七七九	岩倉具視	大隈重信	明治十三年二月二十六日
24	第四卷	八四二	岩倉具視	大隈重信	明治十四年四月三日
25	第三卷	六四九	岩村通俊	大隈重信	明治十年九月三日
26	第三卷	六五二	岩村通俊	大隈重信	明治十年九月十一日
27	第一卷	一六六	上野景範	大隈重信 伊藤博文	明治三年九月二十五日
28	第一卷	一六八	上野景範	大隈重信 伊藤博文 吉井友実	明治三年九月二十七日
29	第三卷	七二八	内海忠勝	大隈重信	明治十二年一月十六日
30	第四卷	七七二	内海忠勝	大隈重信	明治十二年十二月十日
31	第四卷	八〇四	内海忠勝	大隈重信	明治十三年八月二日
32	第六卷	一二三六	遠藤謹助	大隈重信 伊藤博文	明治三年五月二十八日
33	第二卷	三三三三	遠藤謹助	大隈重信	明治六年六月十四日
34	第二卷	三三四	遠藤謹助 益田孝徳	大隈重信	明治六年六月十四日
35	第二卷	三三七	遠藤邦蔵 成瀬	大隈重信	明治六年五月
36	第一卷	一五八	大木喬任 吉井友実	大隈重信	明治三年七月二十三日

- |    |     |     |                |             |             |        |
|----|-----|-----|----------------|-------------|-------------|--------|
| 48 | 第三卷 | 五四八 | 大久保利通          | 三条実美等<br>参議 | 明治七年十一月十日   | * 処蕃類纂 |
| 47 | 第三卷 | 五四七 | 大久保利通          | 三条実美等<br>参議 | 明治七年十一月八日   | * 処蕃類纂 |
| 46 | 第三卷 | 五四五 | 大久保利通          | 三条実美等<br>参議 | 明治七年十一月五日   | * 処蕃類纂 |
| 45 | 第三卷 | 五四三 | 大久保利通          | 三条実美等<br>参議 | 明治七年十月三十一日  | * 処蕃類纂 |
| 44 | 第三卷 | 五四二 | 大久保利通          | 三条実美等<br>参議 | 明治七年十月二十九日  | * 処蕃類纂 |
| 43 | 第三卷 | 五三三 | 大久保利通          | 三条実美等<br>参議 | 明治七年十月十九日   | * 処蕃類纂 |
| 42 | 第三卷 | 五二七 | 大久保利通          | 三条実美等<br>参議 | 明治七年十月十三日   | * 処蕃類纂 |
| 41 | 第三卷 | 五二六 | 大久保利通          | 大隈重信        | 明治七年十月十一日   | * 処蕃類纂 |
| 40 | 第三卷 | 五二五 | 大久保利通・<br>柳原前光 | 三条実美等<br>参議 | 明治七年十月十一日   | * 処蕃類纂 |
| 39 | 第三卷 | 五一三 | 大久保利通          | 三条実美等<br>参議 | 明治七年九月六日    | * 処蕃類纂 |
| 38 | 第二卷 | 五〇一 | 大久保利通          | 三条実美等<br>参議 | 明治七年八月二十一日  | * 牧野家蔵 |
| 37 | 第三卷 | 六五九 | 大木喬任           | 大隈重信        | 明治十年十一月二十九日 |        |

49	第三卷	六〇六	大久保利通	大隈重信	明治九年五月七日
50	第三卷	六〇七	大久保利通	大隈重信	明治九年五月七日
51	第六卷	一二四二	大谷光瑩	大隈重信	明治四年十二月
52	第五卷	九四三	大谷光瑩	大隈重信	明治二十一年六月二十三日
53	第二卷	三〇六	岡本健三郎	大隈重信	明治六年三月十九日
54	第二卷	三三八	岡本健三郎	大隈重信	明治六年六月二十日
55	第五卷	八九四	小野粹	大隈重信	明治十五年八月六日
56	第五卷	九〇七	小野粹	大隈重信	明治十七年十一月二十九日
57	第一卷	五三	會計官書記	大隈重信	明治二年五月九日
58	第一卷	五六	外国官判事	大隈重信	明治二年五月十七日
59	第一卷	九九	外務省	大隈重信	明治二年十月七日
60	第一卷	一〇四	外務省	大隈重信 伊藤博文	明治二年十一月四日
61	第一卷	一三四	外務省	大隈重信	明治三年五月十七日
62	第三卷	五七二	河北俊弼	大隈重信	明治八年三月二十八日
63	第三卷	六二五	河北俊弼	大隈重信	明治十年三月
64	第三卷	六二八	河北俊弼	大隈重信	明治十年四月十日
65	第三卷	六二九	河北俊弼	大隈重信	明治十年四月

83	第六卷	一〇九〇	小久保喜七	大隈重信	明治三十年二月二十七日
82	第六卷	一一八二	神鞭知常	大隈重信	明治三十五年八月二十三日
81	第一卷	一九七	工部省諸掛	大隈重信	明治四年三月二十七日
80	第六卷	一二〇二	小池張造	大隈重信	明治四十一年二月五日
79	第五卷	九六八	黒田清隆	大隈重信	明治二十二年三月二十一日
78	第四卷	八一五	黒田清隆	大隈重信	明治十三年十一月二十六日
77	第六卷	一二五〇	黒田清隆	大隈重信	明治六年十二月十二日
76	第六卷	一二四九	黒田清隆	大隈重信	明治六年十一月二十七日
75	第六卷	一一二三	栗野慎一郎	大隈重信	明治三十年八月四日
74	第四卷	七五二	グラント接伴懸	大隈重信	明治十二年七月六日
73	第三卷	六〇三	宮内大少丞	大隈重信	明治九年四月四日
72	第一卷	一一四	木戸孝允	大隈重信	明治三年一月十三日
71	第五卷	九〇一	北島治房	大隈重信	明治十六年八月七日
70	第六卷	一〇六二	菊亭修季	大隈重信	明治二十九年五月十六日
69	第三卷	七四九	川村純義	大隈重信	明治十二年六月二十日
68	第三卷	七四〇	川村純義	大隈重信	明治十二年四月九日
67	第三卷	七一五	河鱸齊	大隈重信	明治十一年十月二十五日
66	第三卷	六三七	河北俊弼	大隈重信	明治十年五月十七日

市島、四年

99	第一卷	七九	三条実美・ 徳大寺実則	大隈重信	明治二年八月五日
98	第二卷	三五九	参議	大隈重信	明治六年十月十八日
97	第四卷	七七三	鮫島尚信	大隈重信・ 伊藤博文	明治十二年十二月二十七日
96	第二卷	三八五	佐野常民	大隈重信	明治七年一月二十八日
95	第四卷	八六六	桜井勉	大隈重信	明治十四年八月二十三日
94	第四卷	八二三	桜井勉	大隈重信	明治十四年一月八日
93	第五卷	九七三	西郷従道	大隈重信	明治二十二年五月四日
92	第三卷	五五八	西郷従道	大久保利通・ 大隈重信	明治七年十一月二十八日
91	第三卷	五五九	西郷従道	大隈重信・ 山県有朋	明治七年十一月二十八日
90	第二卷	四九〇	西郷従道	大隈重信	明治七年八月十二日
89	第二卷	四五二	西郷従道	大隈重信	明治七年六月十三日
88	第二卷	四四四	西郷従道	大隈重信	明治七年六月七日
87	第二卷	四四一	西郷従道	大隈重信	明治七年五月二十六日
86	第六卷	一一六六	近衛篤磨	大隈重信	明治三十二年七月六日
85	第三卷	六八八	五代友厚	大隈重信	明治十一年六月十一日
84	第六卷	一一一九	小久保喜七	大隈重信	明治四十四年三月二十日

市島



116	第二卷	三六二	史官	大隈重信	明治六年十月二十五日	
115	第一卷	一四七	三条家執事	大隈重信	明治三年六月二十日	
114	第四卷	八八二	三条実美	大隈重信	明治十四年十月十一日	市島
113	第四卷	八七六	三条実美	大隈重信	明治十四年九月	市島、月不詳
112	第四卷	七九八	三条実美	大隈重信	明治十三年六月十四日	
111	第三卷	七二九	三条実美	大隈重信	明治十二年一月二十七日	
110	第三卷	七八一	三条実美	大隈重信	明治十一年十一月十八日	
109	第三卷	六一四	三条実美	大隈重信	明治九年八月一日	
108	第三卷	六〇八	三条実美	大隈重信	明治九年五月八日	市島
107	第三卷	五九七	三条実美	大隈重信	明治九年一月八日	市島
106	第二卷	五〇〇	三条実美	大隈重信	明治七年八月二十一日	
105	第二卷	四七四	三条実美	大隈重信	明治七年七月十五日	
104	第二卷	四二六	三条実美	大隈重信	明治七年四月十九日	
103	第二卷	四二五	三条実美	大隈重信	明治七年四月十九日	第11卷追補編三条 実美書翰控の成文
102	第二卷	三七六	三条実美	大隈重信	明治六年十二月三十一日	
101	第二卷	三七三	三条実美	大隈重信	明治六年十二月二十八日	
100	第一卷	八五	三条実美	大隈重信	明治二年八月二十六日	

117	第三卷	六一九	史官	大隈重信	明治九年十二月二十八日
118	第二卷	四三二	(大隈重信書翰別紙) 品川忠道	大隈重信	明治七年五月四日
119	第一卷	二七九	洪沢栄一	大隈重信	明治五年九月二十五日
120	第一卷	二八二	洪沢栄一	大隈重信	明治五年十月八日
121	第四卷	七五三	洪沢栄一・ 福地源一郎	大隈重信	明治十二年七月六日
122	第六卷	一二三七	島義勇	大隈重信	明治三年八月三日
123	第四卷	七五六	白上直方	大隈重信	明治十二年八月二十五日
124	第五卷	九一二	末広重恭	大隈重信	明治十八年十二月六日
125	第三卷	六五八	杉孫七郎	大隈重信	明治十年十月二十七日
126	第二卷	四一〇	関義臣	大隈重信	明治七年三月二十五日
127	第二卷	四五〇	関義臣	大隈重信	明治七年六月十二日
128	第三卷	六七一	関義臣	大隈重信	明治十一年三月二十六日
129	第六卷	一一二二	高平小五郎	大隈重信	明治三十年八月三日
130	第三卷	六七三	太政官書記官	大隈重信	明治十一年四月七日
131	第三卷	五二三	谷干城	大隈重信・ 山県有朋	明治七年十月七日
132	第一卷	九六	弾正台	大隈重信	明治二年九月二十三日

市島

第7卷678-12の「別封」

149	148	147	146	145	144	143	142	141	140	139	138	137	136	135	134	133
第四卷	第四卷	第三卷	第三卷	第三卷	第三卷	第三卷	第三卷	第三卷	第三卷	第三卷	第二卷	第四卷	第六卷	第六卷	第六卷	第一卷
七六九	七五一	七四六	七三五	六九五	六八四	六七五	六七四	六〇〇	五八六	五八五	三三七	七七四	一一〇五	一一〇四	一一九三	二九二
徳大寺実則	徳大寺実則	徳大寺実則	徳大寺実則	徳大寺実則	徳大寺実則	徳大寺実則	徳大寺実則	徳大寺実則	徳大寺実則	徳大寺実則	徳大寺実則	時任為基	寺本婉雅	寺本婉雅	寺本婉雅	寺島宗則
大隈重信	大隈重信	大隈重信	三条実美等 大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信
明治十二年十一月三十日	明治十二年七月五日	明治十二年六月三日	明治十二年二月二十七日	明治十一年七月三日	明治十一年六月八日	明治十一年四月十六日	明治十一年四月十二日	明治九年三月二十日	明治八年十月十八日	明治八年十月十八日	明治六年六月十九日	明治十三年一月八日	明治四十一年十一月	明治四十一年十月二十七日	明治三十九年十一月三日	明治五年十二月二十三日

150	第四卷	七九六	徳大寺実則	大隈重信	明治十三年六月六日	
151	第四卷	八〇八	徳大寺実則	大隈重信	明治十三年十一月八日	
152	第四卷	八一〇	徳大寺実則	大隈重信	明治十三年十一月十一日	市島
153	第四卷	八一三	徳大寺実則	大隈重信	明治十三年十一月二十日	市島
154	第四卷	八一八	徳大寺実則	大隈重信	明治十三年十二月十日	
155	第四卷	八三三	徳大寺実則	大隈重信	明治十四年二月十二日	
156	第四卷	八三四	徳大寺実則	大隈重信	明治十四年三月四日	
157	第四卷	八三六	徳大寺実則	大隈重信	明治十四年三月十五日	
158	第四卷	八四五	徳大寺実則	大隈重信	明治十四年四月二十二日	市島
159	第四卷	八五六	徳大寺実則	大隈重信	明治十四年七月十四日	
160	第二卷	三八〇	富岡敬明	大隈重信	明治七年一月十六日	
161	第三卷	六四七	富岡敬明	大隈重信	明治十年八月二十日	
162	第三卷	六八六	富岡敬明	大隈重信	明治十一年六月十一日	市島
163	第二卷	三七四	鳥山重信	大隈重信	明治六年十二月二十八日	
164	第二卷	三一五	中井弘	大隈重信	明治六年四月十九日	
165	第六卷	一一五三	中川恒次郎	大隈重信	明治三十一年十月二十六日	
166	第六卷	一一八九	中島錫胤・ 中田憲信・ 本田晋他九名	大隈重信	明治三十八年九月十六日	

182	181	180	179	178	177	176	175	174	173	172	171	170	169	168	167
第二卷	第二卷	第五卷	第五卷	第四卷	第四卷	第三卷	第六卷	第一卷	第六卷	第五卷	第二卷	第一卷	第五卷	第二卷	第四卷
五〇四	四八九	九三七	八九八	七五九	七五五	五六七	一〇六九	三三三	一一九八	一〇五二	三一	二八〇	一〇二一	三五五	八六三
福島九成	福島九成	福沢諭吉	福沢諭吉	福沢諭吉	福沢諭吉	菱田重禧	土方久元	東久世通禧	西田喜兵衛	西里蒲・平良真牛	西岡逾明	西岡逾明	新島八重子・徳富蘇峰・小崎弘道	南部広矛	中島盛有
大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信
明治七年八月二十四日	明治七年八月十一日	明治二十一年三月十六日	明治十五年十二月二十六日	明治十二年九月十二日	明治十二年八月二日	明治八年二月	明治二十九年十月二十日	明治二年三月二十八日	明治四十年十二月八日	明治二十七年二月二十三日	明治六年四月八日	明治五年十月二日	明治二十三年四月一日	明治六年十月十日	明治十四年八月二十日

183	第二卷	五〇七	福島九成	大隈重信	明治七年八月二十九日	第10卷 <sup>1282</sup> 12三好 退蔵書翰の別紙
184	第四卷	八八九	古沢滋	大隈重信	明治十四年十一月一日	
185	第一卷	五一	弁事	大隈重信	明治二年四月二十八日	
186	第三卷	七二一	前田正名	大隈重信	明治十一年十一月二十九日	
187	第三卷	六一八	植村正直	大隈重信	明治九年十二月二十五日	
188	第二卷	三九三	松村辰昌	大隈重信	明治七年二月十日	
189	第二卷	四七一	松村辰昌	大隈重信	明治七年七月十日	
190	第二卷	四九四	松村辰昌	大隈重信	明治七年八月十四日	
191	第五卷	九五七	三好退蔵	大隈重信	明治二十二年一月三日	
192	第五卷	九六九	陸奥宗光	大隈重信	明治二十二年三月二十九日	
193	第五卷	九〇九	宗像政	大隈重信	明治十八年四月二十二日	第10卷 <sup>1294</sup> 15村田 寂順書翰の別紙
194	第五卷	九一〇	宗像政	大隈重信	明治十八年五月二十一日	
195	第五卷	九一一	宗像政	大隈重信	明治十八年十一月十一日	
196	第五卷	九一四	宗像政	大隈重信	明治十九年三月十六日	
197	第六卷	一〇八四	村田寂順・ 松景儼空・ 不破諦善	大隈重信	明治三十年一月十六日	

198	第六卷	一一六二	本野一郎	大隈重信	明治三十二年一月十一日
199	第四卷	八五七	安田定則 鈴木大亮	大隈重信	明治十四年七月二十九日
200	第二卷	四五七	柳原前光	大隈重信	明治七年六月二十二日
201	第二卷	五〇五	柳原前光	三条実美等 大隈重信	明治七年八月二十八日
202	第三卷	五二八	柳原前光	三条実美等 大隈重信	明治七年十月十三日
203	第三卷	五三八	柳原前光	三条実美等 大隈重信	明治七年十月二十五日
204	第五卷	九三八	矢野文雄	大隈重信	明治二十一年三月十六日
205	第三卷	六七九	山県有朋	大隈重信	明治十一年五月二十二日
206	第四卷	八六八	山崎直胤	大隈重信	明治十四年八月二十五日
207	第二卷	三九〇	山根秀介	大隈重信	明治七年二月七日
208	第六卷	一二五五	横山貞秀 谷元道之	大隈重信	明治七年七月三十一日
209	第三卷	六九六	吉田清成	大隈重信	明治十一年七月十七日
210	第三卷	七三一	吉原重俊	大隈重信	明治十二年二月七日
211	第五卷	九六六	若山儀一	大隈重信	明治二十二年二月二十七日

市島

別紙は森長義書翰大隈重信宛

(注) \*は日本史籍協会編『大久保利通文書』に記載されている資料の出所である。

## 二 佐川町立佐川文庫蔵「大隈重信関係文書」稿本 調査報告

日本史籍協会叢書の稿本が高知県佐川町に現存している。これらは副総裁であった田中光頭が郷里に寄贈したもので、大正十五年に寄贈した分は青山文庫に、その後寄贈した分は佐川文庫に収められている(詳細は、安岡憲彦「日本史籍協会叢書の原稿と佐川文庫」(『地方史研究』四四(四)、一九九四)、高田祐介「『日本史籍協会叢書』稿本の伝存と構成」(明治維新史学会編『明治維新と史料学』吉川弘文館、二〇一〇)を参照)。

日本史籍協会編『大隈重信関係文書』の稿本(以下、史籍協会稿本)は、佐川文庫の方に残っている。現物を調査したところ、資料番号六一一の表紙に、墨筆で「昭和十年四月七日引継」と記された脇に、朱印で「領収済拾年六月壹日④」と押されていた。したがって昭和十年に寄贈されたことが確認できた。しかし、残念ながら作成された時期や状況を知り得る記述はなく、また関連資料も附属されていなかった。ただし第一巻の冒頭に掲げられている大隈重信の継嗣大隈信常の緒言と例言(昭和七年十月)には、臨時帝室編修官の渡辺幾治郎が「文書の選択編纂」「傍註、備考、参考文書等の添付」を行ない、維新史料編纂官の薄井福治が「整理校訂」を担当したと記されていることから、これ



らは渡辺幾治郎が作成したと考えられる。

計十一一点の資料からなる史籍協会稿本には、書翰や書類がA4サイズの原稿用紙にペン字で筆写されている。内容は、大きく二つに分類される。一つは、刊行された史籍協会本そのものの原稿である。資料番号五―一は第一巻、資料番号五―二は第二巻、資料番号五―三は第三巻、資料番号五―四は第四巻、資料番号五―五は第五巻、資料番号七―一・二・三は第六巻、資料番号六―二は第六巻補遺に該当する。中身を史籍協会本と照合すると、掲載書翰の配列が一致しており、原稿用紙には行替や名前表記の変更などの指示が赤ペンで所々書き込まれている。

もう一つは、表紙に「大隈文書第六巻以外ノ分」「要保存」と記されている、資料番号六―一である。全二二一枚の原稿用紙が和綴じされ、そこに一二六点の書翰と書類が筆写されている。表紙には「大部分年代不明ニツキ使用セズ」とも記されており、渡辺と薄井が編纂過程で史籍協会本の収録分から削除したことがわかる。ここに収録されていた書翰を整理し、センター本収録の書翰と照合したところ、収録されていない大隈重信宛て書翰が九件、別紙に該当する第三者間書翰が三件確認された（この他に、パークス書翰四通・伊藤博文宛大隈重信書翰一通、書類六点も筆写されている）。

これら史籍協会稿本の未収録書翰の内容はもちろん、その存在そのものがこれまでまったく知られてこなかった。原本の所在が確認できないため正確性には欠けるけれども、いずれも史料的价值は高いと言える。そこで市島本と同様に年代を調査し、翻刻の凡例はセンター本のものに準拠して活字化することとした。ただし未掲載の岩倉具視書翰は、前号「早稲田大学図書館所蔵 市島謙吉編「大隈家収蔵文書」(抄録)上」32(明治十二年十一月二十八日付と同じものである)ので、これは除外した。(星原)

## 収録書翰一覧

	差出人	宛先	年月日
1	赤羽四郎	大隈重信	(明治三十二)年(五)月( )日
2	河北俊弼	大隈重信	(明治十九)年(三)月(二十三)日
3	宮内省	大隈重信	(明治 )年十二月二十六日
4	黒田清隆	大隈重信	(明治 )年四月十八日
5	関義臣	(大隈重信)	(明治 )年五月十三日
6	高橋作衛	(大隈重信)	(大正四)年十月十二日
7	姓名不詳	(大隈重信)	(明治二十二)年( )月( )日
8	姓名不詳	(大隈重信)	(明治 )年( )月( )日
9	安藤則命	岩倉具視	(明治十)年四月十二日
10	秋山真之	森山慶三郎	(明治三十七)年十一月十五日
11	姓名不詳	姓名不詳	(慶応四)年閏四月二十二日

## 1 赤羽四郎書翰 大隈重信宛

(明治三十二年(五)月( )日)

謹啓 陳者和蘭國領印度に於て日本人を欧州人同様待遇する法案は過日該國衆議院を通過し今般上院を通過したる旨、我在蘭代理公使より電報有之、本件は此に完結致候。

右は全く貴伯爵の訓令の下に小生か折旋致し成功候に付御同慶の義と存し、此に談判の小歴史を書添ひ蘭國殖民大臣の演説の翻譯文を差上候。

明治三十年五月五日附書翰を以て貴伯爵は小生へ本件の談判を開く可き旨慎重に訓令相成候に付其儘蘭外務大臣へ申込候処、当時の議院にては外國公使より申込みの結果として法律の修正を致す事抔には耳朶を傾くる形勢なきのみならず、却て之を利用して政府攻撃の種子と爲すの傾向有之候に付、蘭内閣は本件に関し何等の手續も履

行不致義に有之候。

然るに同年八月の交蘭内閣は更迭致し幸にして蘭國政海第一の勢力家クレーマル氏殖民大臣と爲りたるに付同人と本件を相談致候処、同氏の特に困難を感じたる点は本件を議院に提出すれば人望を落すことに有之候。併し數回懇談の末同氏は奮発する所ありて非常に勉強し、一方には自ら法律取調に従事し政治上種々の難関を切抜け、詰り帝國の爲め其目的を遂げ美功を奏したることに有之候。右恐々頓首

伯爵大隈重信殿

赤羽四郎

## 2 河北俊弼書翰 大隈重信宛

(明治十九)年(三)月(二十三)日

匆卒中前略降恕。従兵庫港奉呈候一書御落握と奉存候。

同港揚錨後一昼夜馬関に碇泊、漸く今早天を以て長崎に上陸仕、軍議相決し兵装亦整明曉天を以て当港を發し戦地に赴かんとす。此際老台閣下に申陳度事不尠、なせん其閑なし。唯平素之病氣か將た天性か一尽力仕度、或は世人之笑となるも閣下能降憐を賜はんことを。請御自愛為國家千折万念。頓首再拜。

俊弼

(明治) 年四月十八日

大隈老台閣下

3 宮内省書翰 大隈重信宛

(明治) 年十二月二十六日

羅紗切 壹包

右魯西亜より進獻に付分賜候。依御伝申入候也

十二月廿六日

宮内省

參議大隈殿

4 黒田清隆書翰 大隈重信宛

拜啓仕候。陳者先般柯太之儀に付奉伺置候件々、于今御沙汰無之に付今日大臣公江も御催促申上置候。最早西郷參謀〔マツ〕も帰京候得者何卒至急御評決御座候様仕度、此段猶又奉願候。頓首

四月十八日

黒田清隆

大隈參議殿

5 関義臣書翰 (大隈重信) 宛

(明治) 年五月十三日

先日來地方長官黜陟も可有之哉の風聞に付兼て情願仕置候末、過日不取敢以書面代撰の内江乍恐御推挙被下度云々歎願仕候処、頃日夙と道路の説を為すを伝聞するに、当今政府の御旨趣に於ては地方官は人民保護第一にて、仮令長官は事務には疎く伶俐ならざるも少しく柔和

穩当の人物を最好とす、然るに義臣の如きは是迄各県在勤の経歴に於て平穩の跡なく兎角断然改正向の事多く其為人苛刻に過くべし、今日人民保安の御旨趣に適當せざるへし、結局義臣は改正に用ゆるの人にして守成に用ゆるべからざるの人なりと駁するものありと聞けり。右は信否如何不可知候へ共小生過念之余左に弁白仕度。

抑右説は其一を知て其二を知らず。其表を尽して其裏を尽さざる也。何ぞ義臣を見る誤るの甚く且冤の甚しきや。義臣明治元年大坂府権判事在職たるや其節一として改正の事ならざるなく、其最著き一例を挙げは淀川堤坊

摂州島上郡唐崎  
村地内園役堤坊

、其年五月十三日の洪水の爲め三百六十間破

壊し、既に流末四十村余を浸湛し人民饑餓を免るの暇あらず。一刻も捨置くへからず急場の大事業にして、下は人民の情意に基き上は府知事の命を奉し、三千人余の人工夫を役使し昼夜普請に従事し義臣既に百二十日間堤坊上に野宿尽力し漸く水留め丈けの成功を奏せり全く竣功に至りしは尚許多の日数を費せり。是等非常の場合非常の大普請にして宜しく平日を以て論す可からざるもの也。

又鳥取県の如き廢藩置県の際に属し一として改正事務ならざるなし。

又置賜県の如きは新置県より既に三ヶ年間旧藩同様の体裁にして、本省其節大に於ても酒田県置賜県と別を以て称し旧弊の甚き之を改正せざるへからざるものとし、即義臣の赴任に當て其改正に従事せんことを懇に命せらる。

然し義臣は尚改正の疎漏杜撰に渉るを恐れ、其改正の百事一として本省に伺ひ其指令に由らざるものなし。

右二県の如きも平日の事業に非ず。維新改正の際会故に其事跡総て赫々非常の事に属す。若し夫れ右三ヶの場合に於て非常ならざるなれば、義臣何ぞ敢て奇功を好み改

正を要すへきや。蓋し事は改正すへき時あり修正すへきときあり。是等は其人に属するに非ず。其時と事とに属せるなり。然るを評するもの曰く、義臣は只改正の人物にして守成の人物に非すと。誤る甚しく冤亦甚し。豈弁解せざるべけんや。抑地方官たるや時の非常と非常ならざるとを問わず固より牧民の員なれば一日も人民保護の事は欠くべからず。況や当下情通暢民権拡張の時に於て、義臣至愚と雖何そ亦右三ヶの場合に施せしものを以て依然今日に処すべけんや。伏て惟るに今日在上の人の明以て是等の俗説を破るに足るべしと。信而不疑罷在候得共、或は義臣の経歴の時と事とを不知ものは亦迷惑せられざるとも難保候間為念閣下迄言上弁明仕置候。閣下是等の事情兼て御承知も被為在候上之事なれど、今度地方長官愈難辯あると見做し代任御詮議の節右等俗説を唱る人あれは閣下速に御打消し被下、是非相当之御推挙を蒙り度懇願此事に奉存候。

右兼て御含置きのため以書取申上置候。宜敷御承引之程奉願上候。頓首再拜

五月十三日

参議大隈公明府閣下執事

関義臣

6 高橋作衛書翰 (大隈重信) 宛

(大正四) 年十月十二日

九月十七日即位札勅語案起草委員会に於て平沼多田案と股野案とを轉合して一案を作ること命せられ其の夜徹宵試に初稿を起し、翌十八日払暁股野氏を訪問し更に平沼氏を訪問して両氏の意見を聴き、爾来平沼多田案の内容を納れて股野案の文体と調和することを勉め、其の爲め平沼第一稿第二稿多田案国府案平沼多田案及股野案に就き内容を分析排列し、更に前記諸案に欠如せる新附の民の撫育に関する事項を容れ凡そ稿を改むること五回、斯く此の稿を得たり。

又試に本案を英訳して参考に供す。

目下此の案を具して平沼氏股野氏と協議中。

十月十二日

高橋作衛

8 姓名不詳書翰（断簡）（大隈重信）宛

（明治）年（）月（）日

7 姓名不詳書翰（大隈重信）宛

（明治二十二年）年（）月（）日

二月廿二日付の公文を以て申進候外国法律家任用之儀は、素と帝国司法制度改良之目的に外ならざるの趣旨たることは既に御承知之通に御座候。然る処此事を實行するに付ては我帝国之公法に多少之影響も相生候を以て、右外国法律家は先つ我国に帰化せしめ候上判事に任用可致見込に有之候。此儀は畢竟施行上之手續に過ぎず候得共、右公文中聊か明瞭を欠き候に因り為念申進候。

〔前欠〕云々今般政府より兌換条例発令之義參事院は相濟元老院に差出し有之、是は必ず相濟候事に有之旨五代より一昨々日承り候得共何分疑はしく心配仕候処、一昨日大蔵官員某極小生と懇意之人故承り候処、其儀は相違無之旨此兌換説は無理もやりつけ可申、併し政府山師仕事に付破れも可有之候得共、一時右之布告出候は、おそれて人氣は下落を待の人のみと奉存候。殊に無法にも有合之銀貨二三千万円をなげ散し候は、一時銀貨余り可申、強氣之人は定て困却する事と被察候。且又先月中売銀有之候ものは其実正金銀行之原并に森村等と相談にて四十万程売（賣）き候よし。是は内々大蔵卿の差図のよしに御座候。是は漸く四五日前相分り候旨正金銀行之某より承知仕候。右等を合而考候処迎も此所高直

に参而見当て無之候。左ればなぜ正金銀行は買入ると聞合候処右兌換に付追々買付けはいこしそふに相見へ申候。是者大蔵卿表にて買入之命令と相見申候。前に申上候原森村等には内々兌換之説をもらし表向に安すければ少々つゝに而も買入可申存意と被察候や。此処思案に落兼候。云々〔後欠〕

9 安藤則命書翰 岩倉具視宛

(明治十)年四月十二日

鹿児島士族

江夏干城

弟同 直方

別府祐国

廻 政徳

東京士族

玉込之ヒストル所持いたし居候 板橋盛興

栃木県士族

宇田義房

メ六人拘留いたし申候。

右者先刻上申之末上野におゐて都合能く手段を以拘引仕候。外に同類鹿児島士族谷川清一郎捕縛手配中に御坐候。是より夫々取調何分形行者明日上申可仕候也。

但其他にも段々同類可有之見込に付猶夫々無手拔様折角探索中に御座候。

四月十二日午後九時

安藤則命

岩倉公閣下

〔編者註〕本書翰は内容より、早稲田大学大学史資料センター

編『大隈重信関係文書』第二卷(五四頁)に収録され

ている151-80(明治十)年四月十二日付岩倉具視書翰

の別紙と考えられる。



## 10 秋山真之書翰 森山慶三郎宛

(明治三十七) 年十一月十五日

当方面の戦況例に依りて例の如く真に御退屈之事と奉遙察候。長時の封鎖戦は左程苦痛にも無之候得共、近來の天候常に北強風の吹勝にて為に波濤高く、如ふるに浮流水雷の危険も増加し、唯た日々之れか為に大切の艦艇を損耗せざるかと夫れのみ心配致居候。去る十月廿九日より実行されたる第三軍の旅順第二回総攻撃も又々不成功に了り候得共、其原因は我兵力の不足にもあらず攻城砲力の不充分なるにもあらず士気の弱はりたるにもあらず作戦計画の不適良なるにもあらず、唯た全く敵の土工か予想外の大規模にて、偵察の足らざりし批難は免れざれども、攻撃目標たる松樹山二龍山東鷄冠山の堡壘に突撃近接して見れば其塹壕の中十五米突深十二米突、又塹壕内には側防穹窿ありて之れに飛入れば側面よりバタバタ

やられると云ふ始末にて、予め準備したる梯子は短くて屈かず為めに、一戸堡壘の如き比較的塹壕の狭小なりしもの、外突撃占領する能はず。遂に已むを得ず総突撃を中止し爾來此等堡壘の塹壕破壊側防穹窿の爆撃等に着手し、尚ほ堡壘の側方にも攻路を開鑿し之等作業も今一週間に完成に付更に総攻撃を続行する筈に御坐候。乍然此攻撃に於ける攻城砲の威力頗る猛烈なりしたため第一防禦線の堡壘の破壊されたるもの多く、如之一戸堡壘其他一壘は我軍の占領する処となり、松樹山二龍山東鷄冠山等の歩兵突撃陣地も殆んど堡壘の直下に前進し、目下敵前僅かに十乃至二十米突の所にて攻撃作業をなせる有様なれば、全体より言へば攻撃目的の一部は達せられたるものにて、之を不成功と云ふよりは寧ろ半途にして中止したりと云ふが至当に御坐候。且つ此攻撃に於ける我軍の死傷は一千有余にして之を第一回に比すれば真に少く敵の死傷も殆んど全数なるべく、故に士気は却て旺盛にて各方面共に銳意の攻路を開鑿に努め、数日の内に突撃決行の筈なれば此度は必づ多少の成果を見るに至

るべく、若し第一防禦線我有に帰すれば直ちに攻城砲の觀測所を港内を瞰制し得へき高地点に前進し連続猛烈なる擲射を在港敵艦に加へんとする予定に候得者、仮令要塞は一時に片付かざるも港内の移動的海軍兵力の始末は遠からざる内に落着可致と存候。御承知の如く港内の敵艦も我が背面よりの連日の擲射を受け居れば大分損害を受け居ることなるべく、唯だ之れが確實に判明せざるため未だ油断は出来ざれとも、或は一二艦は充分腰の抜けたるものと可有之と想像致候。兔に角今少の御心捧願敷、御閑暇もあれば唯々銳意有形無形共に戰鬥力を一寸にも伸長する様御尽力相成度候。

小生の私見にては旅順の攻略は左程急ぐの必要無之、果して陥略すべきものとすれば波爾的艦隊かサンタ海峡付近に現れたる時に陥落せしむる方か余程面白敷、左すれは折角東洋に来掛りたるものも万一にも跡帰りする等のことなくして宜敷と存候。兔に角波艦隊は是非共東洋に現出せしめなければ此戦争の大結果を収むること到底六ヶ敷、有耶無耶の調停等に了りて結局我国の得る処は朝

鮮の半屬位にて済まねばならぬ始末と可相成候。加之我國の上下官民表面には何とか蚊んとか言ひ居れども未だ本氣に戦争して居るものは真に少く、戦争を利用して私利とか情実の形跡がある様では未だまだ本氣の沙汰とは申されず候。已に戦争以前より漸次に腐敗の兆候を現はせる上流人士儉安の惰風を矯正し、役にも立たぬ老耄れ爺を片付け、恋愛に墮落せんとする青年を鞭撻する為めには、未たうんと人血を濺ぎ金を絞り上げて困難をなめしめ以て国民的大教育を与ふるにあらざれば、仮令勝ちたりとて真正の活氣ある大日本は出来不申と心潜に相信居候。此戦争は少くも明後年の夏迄やりつけ我々は死力を尽して新未の波艦隊を全滅し、朝鮮滿州は固より勘察加、樺太、沿海州悉く経略して他日帝国が南方に進出する時の後顧を絶つが宜敷、斯くすれば固より金は入れども又他日此丈けの仕事をなさんせば、中々其費用莫大なれば寧ろやりついでにうんとやるが大得策と愚信致候。

明治三十七年十一月十五日 於円島付近

一、御惠贈の大柿沢山難有頂戴一同甘露にむせび候。尚

ほ今後好便もあれば今少し沢山御恵送被下度候。

〔編者註〕本書翰は内容より、早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』第十卷（二一六頁）に収録されてゐる1321（明治）三十八年十一月八日付森山慶三郎書翰の別紙と考えられる。

## 11 姓名不詳書翰 姓名不詳宛

（慶応四）年閏四月二十二日

昨廿一日運上所より之貴簡相達拝読仕候。然者大隈八太郎明後廿四日出帆東行候由に而、大坂開港一条各公使に御談判可有之御都合に而、輸出税大坂に而取立輸入税は是迄之通開港御差許無之との御答可有之趣御申越。然に開港場に非れば商船入港下碇すること不能、輸出税を取立候上者外国江直に積出候義必定に而、再ひ神戸迄税済

之荷物持参して本船に積替之煩は彼等決而承引仕間敷、唯今之成行に而者出入共当港に而取立則大坂は開港に無之故商船も猥りに入港すること不能、且神戸税関を不經は輸出すること不能故彼是之論も無之候処、税銀而已取立商船碇泊を不許時は彼の頗る不便に相成候事故承引いたすまじく、彼の望所は開港して商売便利に可相成義を欲し候に而、如御沙汰税而已を取立開港を不許時は商船入港する不能、故に彼の不便たる乃一也、入港を許せば則開港場也、且開港を御辞り可相成丈之御答は何等之差障を以御返答可相成義に御座候哉。人心不折合位に而は決而承諾不仕、別に今日不可開之一理無之而は御辞り可難事と奉存候。篤と御再議御定論之上横浜江御申越無之而久世公全權を以御応接可相成義に付、無理議論にては余程之困窮に可相成と深く恐察仕候。千万迂僻之論に御座候得共尚亦御勘考、諸君子江も御商議被下候得は殊更感謝可仕候。右は御答迄如斯御座候。勿々頓首再行<sup>トク</sup>

后四月廿二日早晨第六字

〔編者註〕本書翰は内容より大隈宛書翰に付随していたと考えられるが、早稲田大学史資料センター編『大隈重信関係文書』中に該当するものは見いだせない。後考を俟ちたい。